

亜細亜大学禁煙推進宣言

喫煙に起因する健康被害、とりわけ受動喫煙による非喫煙者の健康被害は大きな社会問題となっています。令和元年 7 月 1 日「健康増進法」が一部改正（施行）され、受動喫煙防止が進みました。

こうした動きに合わせて、令和元年 7 月以降、大学敷地内は、受動喫煙を防止するため「特定屋外喫煙場所」を除いて、原則禁煙となりました。なお喫煙規制や受動喫煙防止の徹底については、日本のみでなく、国際的な潮流として、世界各国で進んでいます。

亜細亜大学は、受動喫煙のないキャンパスを目指すとともに、未来ある学生が大学生活の中で喫煙習慣を身に付けないよう、また、現在喫煙者である学生が「卒煙」して社会へ巣立っていけるよう、次の活動を組織的に推進しています。

- (1) 学内喫煙所の撤去
- (2) 学内での禁煙啓発・支援活動の実施
- (3) 指定喫煙所以外での喫煙防止のための巡回強化
- (4) 教職員の禁煙推進

本学のキャンパスは、学生や教職員のみならず、卒業生や地域の皆様、海外からの来賓など、多くの方々が集う場でもあります。こうした開かれた大学としての責任についても重く受けとめ、ここに大学としての禁煙を強く推進していくことを誓うものです。

何卒、皆様のご理解とご協力を願いいたします。

令和 3 年 10 月 1 日

亜細亜大学
学長 永綱 憲悟